

豊中市西部地域乗合タクシー運營業務委託 公募型プロポーザル 募集要項

1. 目的

本市では、公共交通を取り巻く環境の変化や、将来予測される新たな課題に備える必要から、本市における公共交通の現状や問題点・課題を整理し、具体的施策の方向性を定める「豊中市公共交通改善計画」を平成 31 年（2019 年）2 月に策定し、さらに個別の具体的な施策については、実施計画を策定し、推進するものとしている。

本業務は「豊中市公共交通改善計画」に定める施策のうち、市西部地域の交通不便地における高齢者等の買物、通院を目的とする移動を支える手段として、豊中市が実施する乗合タクシー事業の運営を行うものである。

2. 募集対象業務

(1) 業務名

豊中市西部地域乗合タクシー運營業務委託

(2) 業務内容

別添「豊中市西部地域乗合タクシー運營業務委託 仕様書」のとおり。

(3) 予定履行期間

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日から令和 6 年（2024 年）9 月 30 日まで

(4) 予算額

令和 4 年度（令和 5 年 3 月 31 日まで）委託料の上限は、9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とするが、本市の予算措置により確定したものではないことに留意すること。また、本契約は単価契約にて行うこととする。

3. 参加資格

- (1) 運行開始までに、道路運送法第 21 条第 2 項に定まる国土交通大臣の許可を取得予定であるもの。若しくは、道路運送法第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ているもの、または運行開始後 1 年間の期間内に取得予定であるもの。
- (2) 応募書類の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者であること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - ② 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
 - ③ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
 - ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

⑤平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑥平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

4. 日程

(1) 募集要項等の公表 令和4年（2022年）5月27日（金）※市HPに掲載

(2) 参加表明書及び

質問事項の提出期限 令和4年（2022年）6月3日（金）午後3時まで

(3) 質問事項への回答 令和4年（2022年）6月6日（月）

(4) 提出書類の提出期限 令和4年（2022年）6月15日（水）午後3時まで

(5) 審査 令和4年（2022年）6月17日（金）

（書類及びプレゼンテーション）※開催時間・場所等は参加表明書提出時に別途通知する。

(6) 審査結果の通知 令和4年（2022年）6月20日（月）

(7) 事業内容の精査、協議 令和4年（2022年）6月下旬

(8) 地域公共交通会議 令和4年（2022年）7月6日 ※道路運送法21条同意決議

(9) 委託契約の締結 令和4年（2022年）7月中旬

(10) 運輸局申請書類提出 令和4年（2022年）7月下旬 ※標準処理期間2ヵ月

(11) 運行開始 令和4年（2022年）10月1日（土）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加申請の手続き

(1) 提出書類

No.	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル 参加表明書	正本1部のみ提案者の代表印を押印。 副本は複写可。	様式1
2	質問書	提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、質問事項を記載すること。	様式2
3	提案書表紙	提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し、押印すること。 副本は複写可。	様式3
4	業務実施体制	業務実施体制について記載すること。 ○会社概要 ・代表者名、設立年月日、資本金 ・従業員数（うち運転士、第二種免許の保有者、オペレーターの人数）	様式4

		<ul style="list-style-type: none"> ・車両保有台数（タクシー、種別ごと） ・現在保有している運送事業の許可の種類と許可番号 ○本業務に配置予定の下記の者について、それぞれ氏名、年齢、経験年数、資格等 ・業務責任者：本業務に関する統括責任者として日常的または緊急時の連絡調整を行うとともに本市との連絡窓口となる者 ・専従役員：道路運送法第4条による乗合運送許可を受けるに当たり配置しなければならない専従役員となることを予定する者 ・運行管理者：道路運送法第23条に規定する運行管理者となることを予定する者 ・整備管理者：道路車両法第50条の規定に基づく整備管理者 ○運行の体制並びに安全確保及び緊急時の対応 ・乗務員の勤務の管理体制について ・安全指導や教育体制など、運行の安全確保の方策について ・過去5年間の国土交通省における処分の状況、重大事故の発生状況 ・事故や災害（異常気象などを含む）等の緊急時における連絡体制、代替車手配などの処理体制、対応方針 ・苦情発生時の対応方針や対応体制 	
5	業務実績表	公共団体から委託を受けた旅客運送業務についての受注実績または類似の業務実績を記入すること。	様式5
6	業務実施方針等提案書	<p>以下の項目について貴社の取組、考え方を簡潔明瞭に記載すること。なお、提案書を補足する資料が必要な場合は、自由様式にて提出することができるものとする。</p> <p>仕様書の内容に示す運行内容については、検討中の標準的なものであり、これを上回る提案を妨げるものではないことに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業計画、配車計画及び増車対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤ設定及び運行計画の考え方 ・上記ダイヤ設定の考え方を踏まえた配車の考え方 (全ての便に予約があった際の対応、配車可能台数を上回る予約があった場合の対応等) ○予約受付体制 <ul style="list-style-type: none"> ・予約の受付方法、受付対応時間及び締切時間、受付内容、連絡体制 ○サービス向上の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者等の利用者に対する配慮、車いすの対応 ・苦情等への対応 	様式6

		<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための研修、教育体制 ・その他、サービス向上に対する独自の取組み ○業務充実のための工夫について ・利用者への PR 等、利用促進の提案やそれを実現する具体的な取組み ・運行改善に向けた考え方や具体的な取組み ○社会貢献や環境保全への取組み ・地域活性化に関する考え方や取組み ・障害者や高齢者などの雇用 ・女性の活躍推進への取組み ・環境に配慮した取組みやコスト削減を意識した取組み 	
7	見積書及び内訳書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・1 便当たりの金額を基本とするが、別途固定費を見込むこと、一定量までの運送を定額としてその総額を提案すること、契約の総額と、運行しない便数 1 便あたりについての減算額を提案する等、その方式は事業者にて検討のうえで提案する事。 ・見積書の宛先は「豊中市長」、件名に「豊中市西部地域乗合タクシー運營業務委託」とすること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。 ・見積書については、正本 1 部のみ押印し、副本は複写可とする。 	任意様式

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

(3) 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は本公募の掲示の日から**令和 4 年 (2022 年) 6 月 3 日 (金) 午後 3 時まで**に、上記「5. 参加申請の手続き (1)」で示す「プロポーザル参加表明書 (様式 1)」及び、「質問書 (様式 2)」を豊中市都市基盤部交通政策課に持参(土曜日及び日曜日を除く)または郵送により提出すること。なお、持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、応募書類の到達について確認すること。

また、**令和 4 年 (2022 年) 6 月 15 日 (水) 午後 3 時まで**に、提出済の書類を除く提出書類一式を提出すること。なお、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が 1 者となった場合についても選定手続きは継続する。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、返却しない。

(5) 参加の辞退

参加表明書の提出以降、本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、「辞退届（様式 7）」を提出すること。

(6) 質問の受付及び回答

上記「5. 参加申請の手続き（3）」に記載のとおり、質問は「質問書（様式 2）」を使用し、事務局宛に提出すること。電話等の書面以外の方法による質問は受け付けない。

① 提出期限：令和 4 年（2022 年）6 月 3 日（金）午後 3 時まで

② 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、令和 4 年（2022 年）6 月 6 日（月）午後 5 時までに、事務局から全ての参加申込者に電子メールにて回答予定。

6. 選定方法

(1) 選定方法

本市職員で構成される審査委員会において、審査を行う。

提案書に基づく審査（書類・プレゼンテーション）を行い、審査基準に基づく総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉権者とする。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉権者とすることもある。

(2) 審査の実施

前号に記載のとおり、審査委員会において審査を行う。審査は、令和 4 年（2022 年）6 月 17 日（金）に開催するが、詳細は別途通知する。

①提案内容発表（プレゼンテーション）でプロジェクター、スクリーンやパソコン（パワーポイント等）その他の視聴覚機器等を使用する場合の必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明すること。なお準備は発表時間内で行うこと。

②発表時間は、30 分（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）程度とする。

③提案内容発表（プレゼンテーション）は、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む）が行うものとし、出席者は担当者を含めて 3 名以内とする。

(3) 審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点により審査する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和 4 年（2022 年）6 月 20 日（月）（発送予定）に郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、ホームページ等により公表する。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とし、失格者に対しては市より書面で通知する。

- ①本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ②提案上限額を超える提案を行った場合
- ③見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④提出書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤提出期限までに提出場所に書類の提出がない場合
- ⑥プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑧正常な提案の執行を妨げる等の行為があった場合
- ⑨法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑩審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑪前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

8. 契約の締結

- ①第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議のうえ業務内容を確定し、令和4年（2022年）7月中旬を目途に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがある。
- ②契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- ③本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）
- ④本業務は長期継続契約となり、契約期間内であっても当該年度の予算措置がなされない場合には、当該年度の業務の履行は行われぬ点に留意すること。

9. 留意事項

- ①応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項および「豊中市西部地域乗合タクシー運営業務委託仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ②本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
- ③審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④応募者の申出による提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所 第二庁舎 4階）

豊中市都市基盤部交通政策課交通企画係

TEL 06-6858-2340

FAX 06-6854-0492

E-mail koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp